答申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書の一部公開決定に係る後述の第2の3の本件非公開部分は、公開すべきである。

第2 審査請求の経過

- 1 令和元年(2019年)12月3日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、別表の「公開請求の内容」欄に記載の内容について公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和元年12月17日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に対して、別表の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。) を含む11文書を対象文書として特定し、公文書一部公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和2年(2020年)2月21日、審査請求人は本件実施機関に対し、本件決定において、本件公文書について条例第7条第3号に該当することを理由として非公開とした部分のうち、法人名を非公開とした法人(以下「本件法人」という。)の名称を除く、次に掲げる部分(以下「本件非公開部分」という。)の公開を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (1) 別表の番号1及び6「○○市○○地籍における訴訟結果に係る県の対応説明について(説明資料)」(以下「本件公文書1」という。)の「平成○年(行ウ)第○号公金支出金返還請求事件による対応方針(案)」(以下「対応方針(案)」という。)のうち、「本件法人の『問題点等』、『判決による事実認定、判断等』、『当課の考え方』及び『結論』が記載されている部分」
- (2) 本件公文書1の「○○県の農地法違反事件と本件の違い」のうち、「本件法人の行 為に関する県の考え方が記載されている部分」
- (3) 別表の番号8「平成○年(行ウ)第○号公金支出金返還請求事件に係る対応について(令和元年11月27日起案)」(以下「本件公文書2」という。)の「通知(平成○年4月4日付○農政第3号)の内容確認」(以下「内容確認」という。)のうち、「本件法人の行為に関する県の考え方が記載されている部分」

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件法人の名称を非公開にしたことで、本件法人の社会的評価・信用が損なわれる ことはなくなっている。
- 2 本件法人の名称が公表された事実はなく、また、本件法人の特定は容易ではない。
- 3 そもそも、本件非公開部分が本件法人の社会的評価・信用を損なう情報であるのか 疑問である。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び口頭意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 近隣住民であれば本件法人を特定しうると考えられる。また、インターネットでの 検索により、本件法人を容易に特定できる状況である。
- 2 本件非公開部分の公開により、本件法人の社会的評価・信用を損ない、本件法人の 顧客獲得に支障が生じる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は保護すべき個人情報等を除き原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件公文書1及び本件公文書2における本件非公開部分について

本件公文書1は、農地転用に係る事案(以下「本件事案」という。)に対して提起された住民訴訟の判決を契機として、本件実施機関が判決内容を検討し、本件事案の問題点や県としての対応方針をとりまとめた文書である。本件公文書1のうち対応方針(案)には、本件事案に関係した市、市農業委員会及び本件法人の各主体別に、「問題点等」、「判決による事実認定、判断等」、「当課の考え方」及び「結論」の

各欄に、本件実施機関の見解が記載されており、市及び市農業委員会に係る各欄の記載は、本件法人の名称を除いてすべて公開されている一方、本件法人に係る各欄の記載はすべて非公開とされている。また、本件公文書1の「〇〇県の農地法違反事件と本件の違い」には、〇〇県において発生した農地法違反事案と本件事案を対比させた上で、「容疑」、「内容」、「該当する農地法条文」及び「備考」の各欄に、本件実施機関の検討結果が記載されており、その大半は公開されているが、前述した第2の3(2)及び本件法人の名称のみ非公開とされている。

本件公文書2は、本件実施機関が、本件事案について第三者からなされた指摘や意見に対して行った回答内容を、住民訴訟の判決を踏まえて修正し、再度当該第三者に対して通知するために作成した文書である。本件公文書2の内容確認には、「平成〇年4月4日付○農政第3号」の欄に回答済みの内容が、「判決内容」の欄に修正案が、それぞれ対比して記載されており、その大半は公開されているが、前述した第2の3(3)及び本件法人の名称並びに当該第三者の氏名のみ非公開とされている。

本件実施機関は、本件非公開部分が条例第7条第3号に該当することを理由に非公開としているため、その妥当性について以下検討する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(以下「法人不利益情報」という。)は非公開とする旨を規定している。「その他正当な利益」には、信用等の法人の事業運営上の地位が広く含まれるものであり、「害すると認められる」かどうかの判断に当たっては、権利利益の内容、性質等に応じ、法人と行政との関係等も十分考慮して適正に判断する必要がある。したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。

2に前述したとおり、本件非公開部分が本件法人に関する情報であることは明らかである。もっとも、法人の信用等に関わる情報が法人不利益情報に該当すると認められるためには、当該情報の主体である法人の名称が特定されることが通常であるところ、本件非公開部分には、本件法人の名称は含まれていない。

この点について、審査請求人は、本件決定において本件法人の名称は別途非公開とされており、それは争わないことを理由に、本件非公開部分を公開したとしても、本件法人の社会的評価・信用が損なわれることはないと主張する一方、本件実施機関は、本件法人の名称を非公開としても、他の情報と照合することにより、本件法人の名称を特定できると主張する。また、審査請求人は、そもそも本件非公開部分が本件法人の社会的評価・信用を損なうものであるか疑問であるとも主張する一方、本件実施機関は、本件法人の社会的評価・信用を損ない、本件法人の顧客獲得に支障が生ずると主張する。

これらの双方の主張を踏まえた上で、本件審査請求の対象は本件非公開部分であることから、当審査会では、本件法人の名称が特定されると仮定して、本件非公開部分の公開により本件法人の社会的評価・信用を損なうと認められるか否かについて、まず検討する。

一般に、法令に違反した法人の名称及び行為が記載された公文書が公開されることにより、当該法人の社会的評価・信用が損なわれることは否定し難い。しかしながら、本件事案はこれと同視できるものではないと考えられる。

すなわち、本件公文書1の対応方針(案)の「結論」の欄において、市に対しては「農地法を遵守するよう文書指導を行う」旨が、また、市農業委員会に対しては「農地制度の適正な運用を求める文書指導を行う」旨がそれぞれ記載され、公開されている一方、本件法人についての同欄には、そもそもそういった旨の記載はされていない。また、本件公文書2の内容確認の公開部分には、本件法人の行為について、「実態とは異なる事業計画に基づき本件転用変更申請を行ったものであると認められる」と記載されており、本件実施機関はこれを公開しても本号には該当しないと判断しているところ、本件非公開部分の主旨はこれと同旨であると認められる。なお、本件非公開部分にこれと全く同じ記述が含まれているといった矛盾も生じている。さらに、本件非公開部分においては、本件法人の行為が実態とは異なるものであったことをより強調し、一般的には違法性を連想させる言葉も用いられているが、本件公文書の主旨を踏まえると、それは本件法人の行為が「実態とは異なる事業計画に基づき本件転用変更申請を行った」ことを言い換えているに過ぎないものと理解できる。

これらを総合的に判断すると、本件非公開部分を公開したとしても、本件法人の社会的評価・信用が損なわれるものとは認められない。

よって、本件非公開部分は本号に該当しないので、すべて公開すべきである。

4 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張については、いずれも当審査会の判断

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和2年(2020年)3月2日 諮問

を左右するものではない。

4月15日 理由説明書受領

5月13日 意見書受領

7月22日 審査請求人及び実施機関の意見陳述並びに審議

10月20日 審議終結

(別表)

			T
番号		非公開とした部分	非公開理由
1		・「判決の揮更」のうた。注人夕が記	冬刷笠7冬笠9 旦該业
1 及び 6	〇〇お訟係対に(料)の地け結る応つ説)のに訴にの明て資	載されている部分 ・「訴訟で認定された事実の農地法に基づく整理」のうち、法人名が記載されている部分 ・「平成○年(行ウ)第○号公金支出金返還請求事件による対応方針(案)」のうち、法人名が記載されている部分並びに当該法人の「問題点等」、「判決による事実認定、判断等」、「当課の考え方」及び「結論」が記載されている部分 ・「○○県の農地法違反事件と本件の	条例第7条第3号該当の第7条第3号は、社会的第7条第3号は、社会的評価、といるのでは、社会のののでは、当年のでは、当年のでは、当年のでは、正認のでは、正認のでは、正認のでは、正認のでは、正認のでは、正認のでは、では、正認のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
		行為に関する県の考え方が記載されて いる部分	for hard below for below El bandle
	(第金返事るつ(行○支還件対し令)公金求係にて元	第3号)の内容確認」のうち、氏名が記載されている部分 ・平成〇年(行ウ)第〇号公金支出金返還請求事件の判決の写しの一部のうち、氏名が記載されている部分 ・「平成〇年(行ウ)第〇号公金支出	条例第7条第2号該当 左記情報は、個人に 関する情報であって別 則として非公開であ り、例外として公開で きるいずれの場合にも 当たらない。
		・「通知(平成〇年4月4日付〇農政第3号)の内容確認」のうち、法人名及び当該法人の行為に関する県の考え方が記載されている部分 ・平成〇年(行ウ)第〇号公金支出金返還請求事件の判決の写しの一部のうち、法人名が記載されている部分	条例第7条第3号該当 7条第3号該人の 行報は、社会的評価、社会的評価、と認められ 社会的評価といるのようのは があるに、競争上の を利るでの他認められ がといると がより がより がより がより がより がより がより がより がより がより
	6	1び6 1び6 平 (第金返事るつ (年本の) の ()	2 条称

[※] 番号1は、現地機関(○○地域振興局農政課)が特定。番号6及び8は、本庁(農業政 策課)が特定。